項又は八の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、加里を保証し、窒素及びりん酸を保証しないものに限る。）を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）

混合加里肥料（加里質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中七の項又は八の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、加里を保証し、窒素及びりん酸を保証しないものに限る。）に、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）

（略）

（略）

汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

三・四　（略）

（略）

（略）

一～五　（略）

六　と畜場の排水処理施設から生じた汚泥を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

七・八　（略）

四　有機質肥料（動植物質のものに限る。）

(1)　登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
肉かす粉末	（略）	（略）	牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が混合しないものとして農林水産大臣の確認を受けた工程において製造されたものであること。

項又は八の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、加里を保証し、窒素及びりん酸を保証しないものに限る。）を硫黄その他の被覆原料で被覆したものをいう。）

混合加里肥料（加里質肥料又は副産肥料（専ら原料規格第二中七の項又は八の項に掲げる原料を使用した肥料であつて、加里を保証し、窒素及びりん酸を保証しないものに限る。）に、加里質肥料、有機質肥料、副産肥料等、石灰質肥料、けい酸質肥料、苦土質肥料、マンガン質肥料、ほう素質肥料又は微量要素複合肥料を混合したものをいう。）

（略）

（略）

あつては、管理措置が行われたものであること。

三・四　（略）

（略）

（略）

一～五　（略）

六　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。

七・八　（略）

四　有機質肥料（動植物質のものに限る。）

(1)　登録の有効期間が六年であるもの

肥料の種類	含有すべき主成分の最小量（%）	含有を許される有害成分の最大量（%）	その他の制限事項
（略）	（略）	（略）	（略）
肉かす粉末	（略）	（略）	一　牛等由来の原料を使用する場合にあつては、管理措置が行われたものであること。 二　牛等の部位を原料とする場合にあつては、脊柱等が